

計画策定の背景

国は2020（令和2）年に、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ（2050年カーボンニュートラル）を目指すことを宣言しました。これを受けて「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）が改正され、基本理念に「2050年までの脱炭素社会の実現」が明記されました。

2021（令和3）年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、近年の国内外の動向を受け、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが削減目標に掲げられました。

本町では2002（平成14）年度に「白浜町地球温暖化防止実行計画」（前計画）を策定し、省エネルギー行動の推進や廃棄物の削減等、町の事務事業に係る地球温暖化対策に取り組んできました。

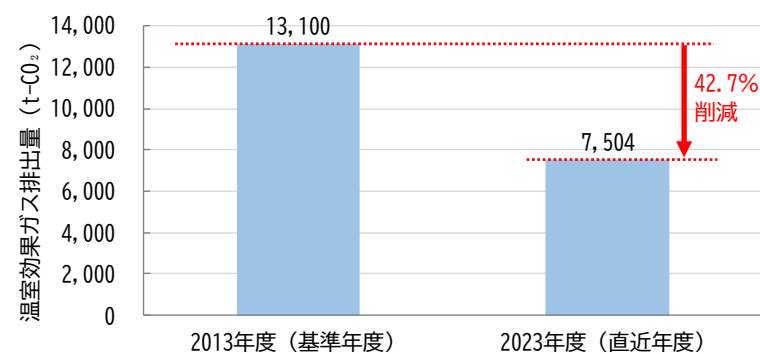
温室効果ガスの排出状況と課題

本町の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量は、基準年度となる2013（平成25）年度では13,100t-CO₂、直近年度である2023（令和5）年度は7,504t-CO₂（基準年度比42.7%削減）と算定されます。

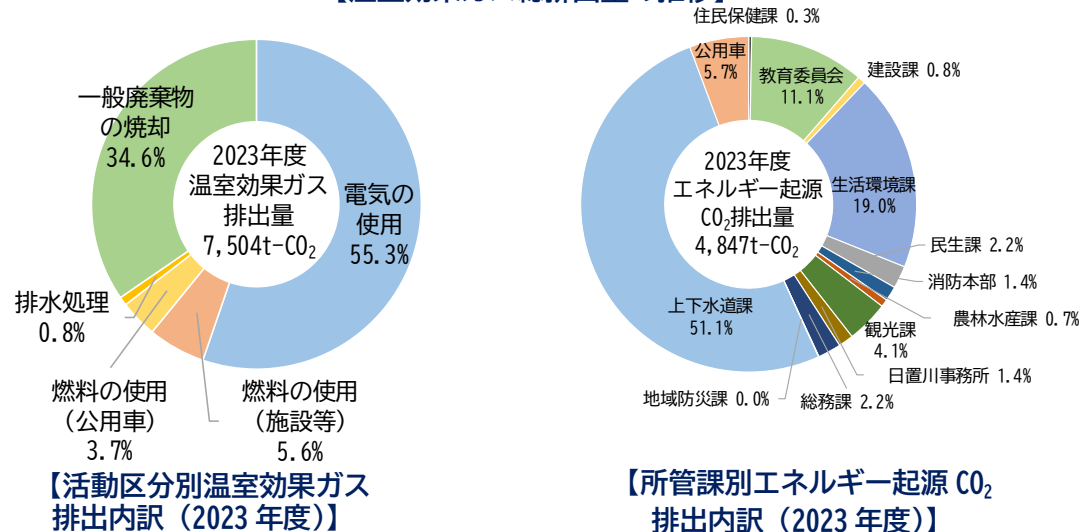
活動区分別に排出量を見ると、電気の使用が55.3%、一般廃棄物の焼却が34.6%を占めています。

所管部署ごとのエネルギー起源CO₂排出量をみると、上下水道課が最も多く、51.1%を占め、次いで生活環境課が19.0%、教育委員会が11.1%となっています。

本町の課題として「エネルギー使用量の把握」「電気由来の温室効果ガス排出量の削減」「公用車に要る燃料使用量の削減」「一般廃棄物の削減」が挙げられます。



【温室効果ガス総排出量の推移】



白浜町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

概要版

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第21条第1項に基づき、本町の実施する事務及び事業に関し、省エネルギー・再生可能エネルギーの利用、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定しました。

計画の対象

本計画の対象とする事務事業の範囲は、庁舎をはじめとする公共施設で行うすべての事務事業です。また、算定対象は、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の3種類とします。

計画の期間・基準年度・目標年度

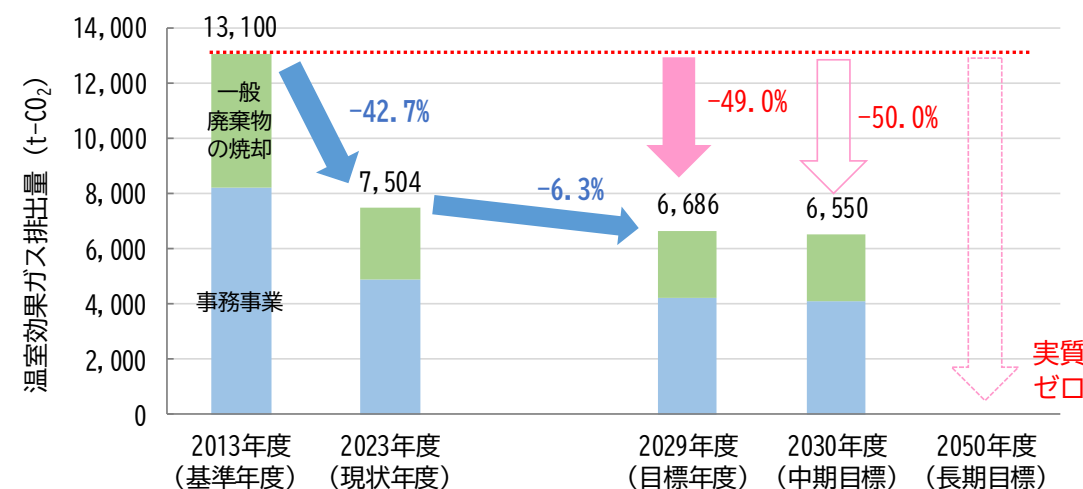
本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度の5年間です。

また、2050（令和32）年のゼロカーボンシティ実現に向け、計画目標年度を2029（令和11）年度、中期目標年度は2030（令和12）年度とします。



温室効果ガスの削減目標

計画目標：2029（令和11）年度における温室効果ガス排出量を
2013（平成25）年度比で49%削減
中期目標：2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を
2013（平成25）年度比で50%削減
長期目標：2050（令和32）年度までに**温室効果ガス排出量を実質ゼロ**



目標達成に向けた取組

本計画が関連する SDGs の目標



(1)再生可能エネルギーの利用の推進



町有施設のうち、設置可能な建築物に太陽光発電設備の導入を検討するとともに、2030（令和12）年度までに公共施設で調達する電気のうち再生可能エネルギー由来の電気の占める割合を高めます。
また、軽油等を使用する設備の、電化や温室効果ガス排出量が少ない燃料への転換を検討します。

①太陽光発電設備の導入

- ・既存の公共施設への太陽光発電設備の最大限の導入に努めます。
- ・公共施設の改修や、増改築、新築の際に太陽光発電設備等の導入を検討します。
- ・初期投資を必要としない PPA モデルによる太陽光発電の導入に向けて検討を行い、公共施設や町有地へ率先的に導入します。
- ・ソーラーカーポートの導入を検討します。

②蓄電池設備の導入

- ・平常時における電力のピークカットや停電時におけるレジリエンスの向上を進めるため、太陽光発電設備を導入する際には蓄電池の設置を検討します。

③再生可能エネルギー電力等の調達の推進

- ・二酸化炭素排出係数の小さい電力への切り替えを進めます。
- ・軽油や灯油等を使用する設備は、電化若しくは二酸化炭素排出量が小さい燃料へ転換します。

(2)公共施設の脱炭素化の推進



高断熱・高効率仕様など、省エネルギーに配慮した施設になるように計画・設計段階から検討するとともに、設備・機器等の更新時期も踏まえた取組を推進します。

①公共施設の省エネルギー化の推進

- ・今後、新築を予定している施設については、原則、ZEB Oriented 相当以上とします。
- ・大規模改修時には、省エネ設計や断熱性能の向上を図るとともに、高効率な省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の導入により、建築物の ZEB 化を目指します。
- ・断熱材・遮熱塗装や、断熱サッシ・ドア等による断熱性能の向上を図ります。
- ・電力デマンド管理を行い、ピーク時の電力の削減を積極的に図ります。
- ・省エネ診断の結果を活用し、公共施設の効率的な省エネを図ります。

②省エネルギー型機器の導入等

- ・既存設備の LED 照明導入割合について、100%を目指します。
- ・高効率空調などの省エネルギー型機器の導入や更新を図ります。
- ・調光システムや人感センサーの導入を検討します。
- ・コージェネレーションシステムの導入を検討します。
- ・重油等を使用する機器について、更新時には電化を図ります。

③資材の環境配慮

- ・公共建築物の木造化を図ります。また、内装等の木質化を推進します。
- ・再生されたまたは再生利用が可能な建設資材の利用に努めます。

(3)公用車の脱炭素化の推進



本町では次世代自動車の導入やエコドライブの推進、公用車の適正管理に取り組むことにより、公用車の脱炭素化を図ります。

①次世代自動車の導入

- ・公用車について、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）の導入を図ります。
- ・電気自動車の充電設備の設置など、電動車の導入に向けたインフラ整備を行います。

②エコドライブの推進

- ・急発進・急加速の抑制やアイドリングストップなどエコドライブを実施します。
- ・不必要なカーエアコンの使用を控えます。
- ・不要な荷物の積載を控えます。
- ・出発前に経路や道路状況を確認し、適切な移動を行います。

③公用車の適正管理

- ・公用車の走行距離や燃費などを把握し、保有台数の適正化を図ります。
- ・定期的な車両の点検・整備を適正に行います。

(4)町職員の環境行動の推進



環境に配慮した設備の使用を町職員全体で取り組むとともに、庁舎等の使用電力量の削減や環境に配慮した製品の調達、使用拡大などを推進し、環境への負荷の低減を図ります。

①省エネルギー行動の推進

- ・点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底します。
- ・空調設備の清掃・点検を定期的に行うなど、維持管理を適正に行います。
- ・ボイラー等の機器を適正管理し、効率的運転を行います。
- ・パソコンやプリンターなどの機器について、省エネルギーモード設定の適用を徹底します。
- ・出張などは極力、公共交通機関（鉄道、バス）を利用します。

②省資源化の推進

- ・5R（Reduce（削減）、Refuse（拒否）、Reuse（再使用）、Repair（修理）、Recycle（リサイクル））を推進します。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマークなど）対象製品を購入します。

③デジタル化の推進

- ・AI・RPA などの先進技術の活用やペーパーレスを推進し、行政事務のスマート化を推進します。

④ワークライフバランスの確保

- ・事務時支障のない範囲での定時退庁、ノー残業デーの徹底を図ります。

⑤職員等の意識啓発

- ・本計画の実施状況等、環境に関する情報を庁内で共有します。